

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年6月1日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アル・プラザ近江八幡
近江八幡市桜宮町202-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地
代表取締役 夏原 平和
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア 荷さばき施設の面積 309平方メートル
イ 廃棄物等の保管施設の容量 208.2立方メートル
ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3箇所
 - (2) 変更後
ア 荷さばき施設の面積 171平方メートル
イ 廃棄物等の保管施設の容量 36.2立方メートル
ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 4箇所
- 4 変更年月日
 - (1) 荷さばき施設の面積 平成20年1月22日
 - (2) 廃棄物等の保管施設の容量 平成20年1月22日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置 平成19年6月1日
- 5 変更の理由
 - (1) 荷さばき施設の面積 運営面での効率化に伴う変更
 - (2) 廃棄物等の保管施設の容量 運営面での効率化に伴う変更
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置 来客者の利便性向上のための変更
- 6 届出年月日 平成19年5月21日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1 1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1 1
滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 東近江市八日市緑町7-23
近江八幡市産業経済部商工観光課 近江八幡市桜宮町236
 - (2) 縦覧期間 平成19年6月1日から平成19年10月1日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年10月1日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1